

☆各所得限度額表☆

◇事業所得者の所得 = 総収入額 - 必要経費 + 譲渡所得等

◇給与所得者の所得 = 支払い給与の総額 - 給与所得控除額 + 譲渡所得等

※令和【N-1】年中所得

(令和【N-1】年1月～12月の1年間)

の適用期間

令和【N】年度児童育成手当(令和【N】年6月～令和【N+1】年5月分手当)

令和【N】年度児童扶養手当(令和【N】年11月～令和【N+1】年10月分手当)

令和【N】年度特別児童扶養手当(令和【N】年8月～令和【N+1】年7月分手当)

令和【N】年度ひとり親家庭等医療費助成(令和【N+1】年1月～12月)

扶養人数	児童育成(障害)手当	特別児童扶養手当	
	申請者	申請者	扶養義務者※1・配偶者
0人	3,661,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算		213,000円加算

扶養人数	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成			
	児童扶養手当申請者※2・養育者※3		マル親申請者※2・養育者※3	扶養義務者※1・配偶者・養育者※3
	全部支給	一部支給		
0人	690,000円	2,080,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			

※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める申請者(受給者)の直系血族(父母、子、祖父母等)及び兄弟姉妹です。同居親族の所得が対象になります。生計が別の場合はその証明書類を提出してください。

※2 令和【N-1】年中に支払われた養育費(子の父または母が受給者及び対象児童に対して支払う金品等)の80%を申請者(受給者)の所得として加算します(1円未満は四捨五入)。

※3 孤児以外を養育している場合は申請者と同じ所得制限、孤児等を養育している場合は扶養義務者と同じ所得制限。

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額

所得から控除する金額	申請者			扶養義務者	
控除種別	児童育成(障害)手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当
社会保険相当額	80,000円			80,000円	
障害者・勤労学生	270,000円			270,000円	
特別障害者	400,000円			400,000円	
寡婦	270,000円	-----	270,000円	270,000円	
ひとり親	350,000円	-----	350,000円	350,000円	
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除相当額			控除相当額	
配偶者特別	控除相当額			控除相当額	
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額			特別措置法による額	
業務調整控除(注)	100,000円			100,000円	

(注) 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する申請者(受給者)の総所得金額の計算にあたり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。

所得限度額に加算する金額	申請者			扶養義務者	
加算種別	児童育成(障害)手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当	児童扶養手当・マル親	特別児童扶養手当
特定扶養親族1人につき	250,000円	150,000円	250,000円	-----	
70才以上同一生計配偶者	100,000円			-----	
老人扶養親族1人につき	100,000円			(注) 60,000円	

(注) 扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から60,000円(1人の場合は加算なし)。